



ご存じですか? その2

～ 傷病手当金 ～

社会保険労務士

松永 貞子

平成 28 年 4 月から「傷病手当金」の支給額の計算方法が変わりました。変更後の計算方法は、傷病手当金の支給が開始される前、1 年間の給与を基に計算されることになりました。今までよりも実態に沿った「傷病手当金」の額が支給されることになったのではと思います。

「傷病手当金」は、協会けんぽや健康保険組合に加入しているご本人（被保険者）が、業務外の病気やケガで労務不能となり、会社から給料が出ないときに「協会けんぽ」又は「健康保険組合」から支給される生活保障のための現金給付制度です。共済組合の組合員の方は、各共済組合へお尋ねください。なお、国民健康保険に加入されている方は、「傷病手当金」の制度が無いので、残念ですが受けられません。

<支給を受けるための4つの要件>

- ① 業務外の病気やケガの療養のために仕事を休んでいること。
- ② 労務不能であること。(医師の証明が必要です)
- ③ 続けて4日以上、仕事を休んでいること。

連続して休んだ3日間を「待期待期間」といい、「傷病手当金」は、4日目から支給されます。「待期待期間」には、土、日、祝日、公休日でも労務不能の状態であれば、待期待期間に含まれます。また、待期待期間は、有給でも無給でもかまいません。待期待期間が完成すれば、4日目から「傷病手当金」の支給が開始されます。

- ④ 給料が支払われていないこと。

給料が支払われると原則「傷病手当金」は支給されません。ただし、給料の一部が支給され、傷病手当金よりも給料の日額が低い場合は、差額が支給されます。

①から④の要件は、すべて満たす必要がありますので、ぜひ覚えておいてくださいね。

ときどき「何年以上、勤めた人が傷病手当金をもらえるの?」というご質問を受ける事があります。入社してすぐに私傷病で仕事を休んだ場合でも4つの要件さえ満たしていれば「傷病手当金」を支給してくれます。このように健康保険の保険給付に「傷病手当金」という生活保障の制度があるのは、ご本人やご家族にとって本当に助かります。

(業務上のケガ等については、労災保険からの給付があります。)

<傷病手当金の日額の計算方法>

【例】平均標準報酬月額（1年間の標準報酬月額の平均）が30万円の場合

$$300,000 \text{ 円} \div 30 = 10,000 \text{ 円}$$

$$10,000 \text{ 円} \times 2/3 = 6,667 \text{ 円 (日額)}$$

※傷病手当金は、1日 6,667 円なので、

1か月約 20 万円ぐらいです。

<傷病手当金は最長で1年6ヶ月支給される>

「傷病手当金」は、支給が開始された日から最長で1年6ヶ月です。(1年6ヶ月分支給されるということではありません。)「傷病手当金」は非課税ですが、お給料が出ていなくても、在職中であることに変わりが無いので、社会保険料（健康保険料・厚生年金保険料）の自己負担分は、お支払いいただくことになっています。

<退職後も傷病手当金を支給してくれる!>

被保険者期間が引き続き1年以上ある方は、退職後も労務不能の状態であれば「傷病手当金」を支給してくれます。これを「資格喪失後の継続給付」といいます。退職日までに4つの要件を満たしておく必要があります。そして退職日には出勤しないでください。被保険者期間が引き続き1年以上ない方は、退職と同時に傷病手当金は終了です。「資格喪失後の継続給付」を受けるためには、「被保険者期間が1年以上ある!」がポイントです。傷病手当金の時効は2年です。支給申請をお忘れのないようご注意ください。(つづく)